障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係省令の整備

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条の二　法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。	**第四条の二**　法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
三の二　法第三十三条第六項第一号の規定による同条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかの判定に係る記載	（新設）
イ　判定を行つたときの症状	
ロ　法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由	
四　法第三十三条の六第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載	四　法第三十三条の七第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載
イ　法第三十三条の六第一項の規定による入院措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻	イ　法第三十三条の七第一項の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
ロ　当該入院措置を採つたときの症状	ロ　当該措置を採つたときの症状
ハ　（略）	ハ　（略）
五・六　（略）	五・六　（略）
（削る）	七　法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察に係る記載
	イ　過去十二月間の病状又は状態像の経過の概要
	ロ　前号イ、ハ及びニに掲げる事項
七　（略）	八　（略）
第五条の二　法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準は、次のとおりとする。	**第五条の二**　法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準は、次のとおりとする。
一　法第三十三条の六第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。	一　法第三十三条の七第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。
二～五　（略）	二～五　（略）
第六条　法第二十一条第七項、第二十九条第三項（法第二十九条の二第四項及び第三十三条の七において準用する場合を含む。）及び第三十三条の三第一項本文の厚生労働省令で定める事項は、第五条第二号に掲げる事項とする。	**第六条**　法第二十一条第七項、第二十九条第三項（法第二十九条の二第四項及び第三十三条の八において準用する場合を含む。）及び第三十三条の三第一項本文の厚生労働省令で定める事項は、第五条第二号に掲げる事項とする。